

奈良線第2期複線化事業（JR藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化） に係る環境影響評価書に対する環境大臣意見

奈良線第2期複線化事業（JR藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）は、JR奈良線のうちJR藤森～宇治、新田～城陽及び山城多賀～玉水間について、単線区間が介在することによる運行の安定性が低いこと等の課題に対応するため、複線化するものである。

JR奈良線沿線は、住居が密集し、学校、病院等特に環境保全に配慮が必要な施設が立地する市街地が形成されている。特に、JR藤森駅～宇治駅間は、都市計画区域の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に指定され、良好な住環境を守るための地域が隣接している。また、地下水の利用が多い地域であり、上水道の取水地点が存在する。さらに、宇治川周辺は、世界文化遺産に登録されている平等院や宇治上神社が存在し、重要な文化的景観を有している。

本事業は、このような地域において、単線区間計14kmを複線化する計画であり、列車走行に伴う住居等保全対象への騒音及び振動の影響が懸念される。また、地盤改良工事による地下水環境への影響が懸念される。さらに、橋梁等工作物の設置に伴う宇治川周辺の重要な文化的景観への影響が懸念される。

このため、本事業による環境影響を回避・低減させるよう、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1．総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。

調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2．各論

（1）列車走行に伴う騒音及び振動について

本事業の供用に当たり、複線化による列車速度の向上、列車のすれ違い及び線路中心線の沿線住居への近接等により、列車走行に伴う沿線住居等への騒音及び振動の影響が懸念される。

また、本事業は輸送力の増強を目的とする計画ではないが、今後のＪＲ奈良線の利用者数の推移、ＪＲ奈良線沿線の社会状況の変化等を踏まえ、本事業に伴う環境影響を適切に把握する必要があることから、以下の措置を講ずること。

列車走行に伴う騒音について、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月20日、環大-174号)に規定されている大規模改良線の指針の達成に向け、音源対策を基本として、下記(イ)～(二)を講じ、住居等保全対象への騒音影響を回避・低減すること。

(イ) 本事業の実施に当たり、下記〔 〕～〔 〕をはじめとする適切な環境保全措置を講じ、転動音、車両機器音及び構造物音の低減を図ること。

〔 〕 転動音の低減措置：分岐器設置及び改変しない区間を除く本事業区間の
ロングレール化並びに軌道及び車両の維持管理

〔 〕 車両機器音の低減措置：103系車両からの代替を図ることによる低騒音
型機器搭載車両の導入推進

〔 〕 構造物音の低減措置：鉄橋におけるコンクリート床版化の極力導入

(ロ) 本評価書の予測地点以外の区間においても、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、上記指針の達成に必要な騒音低減効果を有する防音壁の設置を基本とする適切な環境保全措置を講じ、騒音影響を低減すること。

また、防音壁の設置について、沿線住民からの意見を踏まえ、日照障害や住居等保全対象からの圧迫感等も考慮した上で、適切に騒音影響を低減できる位置、高さ、材質等を決定すること。

(ハ) ロングレール化が困難な分岐器設置区間は、他区間と比較して衝撃音による騒音影響が大きくなるおそれがあるため、適切な防音壁を確実に設置すること。

(ニ) 掘割構造の壁面等からの反射音に伴う住居等保全対象への影響を、防音壁の設置等により適切に低減できない場合は、反射音の発生対象物における吸音材の設置等、適切な環境保全措置を講じ、反射音を低減すること。

列車走行に伴う振動について、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月12日、環大特32号)に規定されている指針の達成に向け、振動源対策を基本として、ロングレール化、枕木の高剛性化・重量化、軌道及び車両の維持管理等、適切な環境保全措置を講じ、住居等保全対象への振動影響を回避・低減すること。また、上記(1)の騒音対策と連携

して効果的に実施すること。

列車走行に伴う騒音及び振動に係る事後調査を適切に実施し、その測定結果が上記指針を達成しない場合は、住居等保全対象の立地条件を勘案した上で、それら指針の達成に必要な追加的な環境保全措置を講じ、列車走行に伴う騒音及び振動の影響を低減すること。

本事業の供用に当たり、本評価書における列車走行に係る予測条件が変更し、環境影響が大きくなるおそれがある場合は、列車走行に伴う騒音及び振動に係る影響について調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を講ずること。

(2) 地下水について

対象事業実施区域周辺の地域は、地下水が多く利用されており、本事業の地盤改良工事の実施に伴い、地下水環境への影響が懸念されるため、地下水に係る調査を適切に実施し、その結果に基づき適切な工法を採用するとともに、施工前に六価クロムの溶出量が環境基準値以下であることを確認すること。また、地元関係者等からの助言を踏まえ、地下水質に関する環境監視を適切に実施すること。

(3) 景観について

宇治川周辺の地域は、世界文化遺産に登録されている平等院や宇治上神社が存在し、重要な文化的景観を有しているため、本事業の工作物の設置に伴い当該地域の重要な景観の資質が損なわれないようにすること。特に、宇治川渡河区間の橋梁について、地域住民や専門家等からの意見を踏まえ、宇治川上流部の重要な眺望景観への介在の程度が小さく、周辺景観との調和が図られる構造、位置等を採用すること。

(4) 温室効果ガスについて

温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比 26.0%の水準とする国の二酸化炭素排出削減目標である「日本の約束草案」を踏まえ、本事業の実施に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、以下の措置を講ずること。

省エネ車両の導入、駅施設の改良に伴う省エネ設備の採用等により、供用時の省エネ化を図り、供用時の温室効果ガス排出量を削減すること。

低燃費型建設機械、LED照明及び混合セメント等の採用並びに温室効果ガスの排出削減に留意した効率的な施工等により工事を実施し、工事時の温室効果ガス排出量を削減すること。